

第1回横浜市寿町健康福祉交流センター指定管理者選定評価委員会 議事録	
日 時	令和5年2月20日(月) 13:30~16:00
開催場所	横浜市役所 24階S-03会議室
出席者	選定評価委員：阪東委員長、佐藤委員、村田委員、鈴木委員 事務局：遠藤援護対策担当課長、坂田担当係長、加藤職員
欠席者	選定評価委員：長倉委員
議 題	1 委員会の公開・非公開について 2 選定スケジュールについて 3 公募要項及び選定評価基準について
開催形態	1のみ公開、2~3は非公開(議題1の傍聴者0人)
決定事項	1 議題2以降は非公開とした。 2 選定スケジュールについては、事務局案のとおりとした。 3 公募要項及び選定評価基準(「業務の基準」「応募関係書類」含む)については、委員の意見を基に事務局が最終案を作成し、各委員が確認した後に確定する。 4 選定評価基準は210点満点(加減点項目を含めると240点満点)とし、最低基準点を、加減点項目を除く210点満点の6割とした。 5 第2回選定評価委員会は非公開で開催する。
議 事	<p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員5名中4名が出席しているため、委員会は成立。 指定管理者制度の概要について事務局から説明。 横浜市寿町健康福祉交流センターの概要について事務局から説明。 <p>2 議事</p> <p>(1) 委員会の公開・非公開について</p> <p>委員長から、選定スケジュールの検討以降については、応募者間の公平性を担保するため、非公開とすることの提案があった。</p> <p>→ 全会一致で、非公開とすることになった。</p> <p>(2) 選定スケジュールについて</p> <p>事務局から、選定スケジュールについて説明を行った。</p> <p>(委員) このスケジュールは、前回の選定時と概ね同じか。</p> <p>(事務局) 同じである。</p> <p>(委員) 当時のスケジュールで、特に支障はなかったか。</p> <p>(事務局) 特段、なかった。</p>

→ 全会一致で、事務局案どおりのスケジュールとすることになった。

(3) 公募要項及び選定評価基準について

事務局から、公募要項及び選定評価基準について説明を行った後、質疑応答を行った。主な質疑応答は以下のとおり。

【公募要項について】

○横浜市における寿地区の施策

(委員) 評価基準項目の「1 (4) 地域特性への理解」に、「寿地区に関する市の施策の方針や寿地区の歴史的背景、地域住民の生活状況、医療の現状など地域特性を理解しているか」とあるが、横浜市における寿地区の施策はどのようなものか。

(事務局) 大々的には公表していないが、数年前、複数の区局で検討を行った結果、開かれたまちづくりを緩やかに進めていく、という方向性を定めている。

(委員) 大々的に公表していないのであれば、新たに応募を考える団体はその方向性を知る機会がなく、公平性に欠けるのでは。

(委員) 今ご説明いただいた方向性は、中区地域福祉保健計画の寿地区の計画でも目標として定められている。歴史的背景や現状とともに、横浜市が目指す寿地区の方向性を、公募要項の中に追記してはどうか。

(事務局) ご指摘のとおり追記する。

○管理口座及び会計の区分分け

(委員) 「4 横浜市寿町健康福祉交流センターの概要」－「(4) 職員配置及び経費等」－「キ 管理口座」に「経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください」とあるが、管理の手間を考慮すると、別口座での管理まで要求する必要はないのでは。むしろ不正リスクが高まる可能性も想定する。

一方で、交流センターの運営と他の事業とで、会計を区分する必要はあると思われるので、そのことを追記してはどうか。

(事務局) 横浜市の指定管理者制度運用ガイドラインでは、「原則、1施設当たり1口座とするが、管理運営上必要な場合には、施設所管課との協議の上、複数の口座を使用することを認め

る」とあり、団体自体の口座とは別にすることとなっている。
「ガイドライン」であり、必ずしもこのとおりに規定しなければならない訳ではないが、他の指定管理施設の状況等も踏まえて検討し、後日結果をご報告する。
会計を分けることについては、ご指摘のとおり追記する。

○ウェブサイト設置

(委員) 「4 横浜市寿町健康福祉交流センターの概要」－「(6) 業務実施上の留意事項」－「ク その他」－「(ナ) ウェブサイトについて」に、「指定管理者がセンターのウェブサイトを設置する場合には、…」とあるが、ウェブサイトの設置は必須としてもよいのでは。

(事務局) ご指摘を踏まえて修正する。

【評価基準項目について】

○各項目の配点

(委員) 各評価基準項目間で配点が異なる理由は。

(事務局) 診療所や自主事業等、横浜市として力を入れてほしい評価基準項目の配点を高くしている。

(委員) 第三者評価で議論を行った内容を基に、評価基準項目を追加したり、削除したりすることは可能か。

(事務局) 可能である。

○評価基準項目3(1) 職員の確保、配置及び育成

(委員) 第三者評価の際、現指定管理者が職員配置で苦勞している様子が見受けられた。今回を機会に見直しを図ってはどうか。

(事務局) 職員配置については、最低限の基準しか設けておらず、基本的には指定管理料の範囲内で指定管理者自身が決めることになっている。

(委員) 第三者評価では、研修の充実など人材育成に改善の余地が見られた。応募関係書類の様式2-3事業計画書では、研修の頻度や内容、どういった研修に参加させるか等、人材育成の具体的な取組を記述するのが難しいのではないか。研修や人材育成の年間計画書等を記したものがあれば、添付書類としてつけてもらうようにしてはどうか。

(委員) 職員確保・配置・育成は重要な事項なので、もう少し配点

を高くしてもよいのでは。確保・配置と育成とは、項目を分けてもいいかも知れない。

(事務局) ご提案のとおり、確保・配置と育成とで、項目を2つに分ける。2つの配点はどうすべきか。

(委員) 運営費の大部分が人件費であると思われる。職員を確保しなければ一人ひとりの業務量も増え、その結果、超勤も増えてしまう。

よって、確保及び配置の配点を多くすべきと考える。職員の確保及び配置を10点、育成を5点としてはどうか。

(事務局) 2つの項目の配点は、ご指摘のとおりとする。

研修や人材育成の年間計画書等を添付書類としてつけるようにする、というご提案があったが、添付を必須とすべきか。

(委員) 確保・配置と育成とで項目を分けるのであれば、必須としなくてもよいのでは。

○評価基準項目4(5) 横浜市の重要施策を踏まえた取組・5(9) 横浜市との協働

(委員) 評価基準項目4(5)と5(9)は、何が違うのか。

(事務局) 4(5)は、事務・事業を遂行するにあたって、審査の視点に記載した諸施策をきちんと踏まえているかを評価する。どのような事業を行うかではなく、どのように事業を行うかを評価する、といったイメージ。

(委員) 事務局案の記述では、4(5)と5(9)の違いがわかりづらいので、4(5)の審査の視点の文章を修正してはどうか。

(事務局) ご指摘のとおり修正する。

○評価基準項目5(1) 診療所の運営

(委員) 「4 横浜市寿町健康福祉交流センターの概要」-「(3) 実施事業」では、「診療所、精神科デイ・ケア施設の運営」と記載されているが、評価基準項目5(1)では「診療所」とのみ記載されている。精神科デイ・ケア施設の記述が見当たらないが、5(1)で評価すればよいか。

(事務局) 精神科デイ・ケア施設についても、評価基準項目5(1)で評価していただく。当該項目名に「精神科デイ・ケア施設」との記述も追記する。

○評価基準項目5の項目追加（情報収集・提供に関して）

（委員） 「4 横浜市寿町健康福祉交流センターの概要」－「(3) 実施事業」に掲げられた事業のうち、「ア(コ) センターの情報提供、健康づくりや介護予防等に関する情報の収集・提供」に関する評価基準項目が見当たらないが、有効な情報発信を提案しているのであれば、そこは評価すべきでは。

（事務局） ご指摘を踏まえた項目を、評価基準項目5の中に追加する。

○評価基準項目6(1) 指定管理料及び施設の課題等に応じた費用分担

（委員） 指定管理料はどのように決まるのか。

（事務局） 基本的には、応募時に提案された額に基づいて決める。

（委員） 高額な、あるいは著しく低額な指定管理料が提案された場合はどうなるのか。

（事務局） 高額な指定管理料が提案された場合は、横浜市の予算状況等も考慮したうえで、その金額の妥当性を検証し、評価することとなる。

著しく低額な指定管理料が提案された場合は、実現可能性があるかどうかの観点から評価することとなる。

○評価基準項目6(2) 運営費の効率性

（委員） この評価基準項目や応募関係書類の様式2－3事業計画書において、「経費削減」や「運営費を低額に抑える」という文言が最初に記述されていることで、経費削減自体が目的化されてしまうのでは。

（委員） 職員確保のためには、ある程度の給与を支払うことが必要であり、サービス低下を伴う経費削減はすべきでない。

（委員） 経費の無駄を省く視点とともに、経費を投下すべきところにはきちんと投下するという視点も持ってほしい。

（委員） 安易に給与を下げるのではなく、事務の改善を行うことで、効率的な管理運営を達成する方法を考えてほしい。これを踏まえ、当該項目は「運営費の効率性」ではなく「運営の効率性」としてはどうか。

（事務局） 当該項目名を「運営の効率性」に修正するとともに、審査の視点についても、ご指摘の趣旨を踏まえた記述に修正する。

○配点・最低基準点

(事務局) 「3(1) 職員の確保、配置及び育成」10点が「確保・配置」10点と「育成」5点に分かれ、「5 事業の企画・実施」に追加する「情報収集・提供」に関する項目を5点とすると、合計210点満点。最低基準点は、加減点項目を除く210点満点の6割。加減点項目を含む満点は240点。以上とすることによいか。

(委員) 了承。

【その他】

○「備品」の定義

(委員) 「業務の基準」11ページの備品台帳に関する記述の中で「取得価格3万円以上の物品を備品とする」とあるが、根拠は。

また、備品のなかには、横浜市が所有権を有しないものも含まれているのか。

(事務局) 備品の定義は、横浜市の基準に順じている。

備品は、横浜市所有の備品と指定管理者が購入した備品があり、前者は1段落目、後者は2段落目で規定している。

(委員) 1段落目に、横浜市が所有権を有する備品であることを明記すべき。

(事務局) ご指摘のとおり修正する。

○「公募要項」「業務の基準」「応募関係書類」の修正

(事務局) 本日の審議を踏まえ、事務局が「公募要項」「業務の基準」「応募関係書類」を修正して最終案を作成し、後日各委員にお送りしてご確認いただいた後に確定、ということによいか。

(委員) 了承。

(4) その他

【第2回選定評価委員会の公開・非公開について】

(事務局) 選定評価委員会の要綱では「委員会は原則公開だが、委員会が認めた場合は非公開にすることができる」とある。指定候補者を決める際、委員の自由な発言、活発な意見を求めるため、非公開とする例が多いが、いかがするか。

(委員) 非公開とする。

資 料	資料 1 選定評価委員・事務局名簿 資料 2 指定管理者制度の概要 資料 3 横浜市寿町健康福祉交流センターの概要 資料 4 令和 3 年度事業報告書 資料 5 令和 3 年度決算報告書 資料 6 選定までのスケジュール案 資料 7 公募要項（案） 資料 7 - 1 ウェブアクセシビリティに関する仕様書 資料 8 応募関係書類 資料 9 業務の基準（案） 資料 9 - 1 建物・設備機器維持管理業務一覧 資料 10 第三者評価報告書 資料 11 横浜市寿町健康福祉交流センター条例 資料 12 横浜市寿町健康福祉交流センター条例施行規則 資料 13 横浜市寿町健康福祉交流センター指定管理者選定評価委員会運営要綱 資料 14 横浜市寿町健康福祉交流センターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱
-----	---